

てつづ そうだん まどぐち 手続き・相談の窓口

せいど どうふけん していとし じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。
てつづ そうだん
手続き、相談は、

- し くちょうそん
●市区町村
- ふくしじむしょ
●福祉事務所
- どうふけん していとし しょうがいふくしたんどうぶしょ どう
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う
で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつか 個人情報^{もと}の取扱い

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど じょうれい
「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府
けん していとし し え かにゆうしゃ ほごしゃ しょうがい
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ
るかたおよび年金管理者の個人情報は、本条例の定める
りようもくてき いがい しょう
利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふくし い りょう き ころう
独立行政法人 福祉医療機構

(2023年4月1日作成)

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度の ねんきん う 年金を受けている みなさま 皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ ねんきんかんりしゃ
年金受給者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度の
てつづ など かん
お手続き等に関する
お知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度とは？

せい ど ●この制度は…

しょうがい かた ほ ご しゃ そうご ふ じょ せいしん もと
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基
ほ ご しゃ みずか せいぞんちゆう まいつきいっていがく
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額
かけきん のうふ ほ ご しゃ まんいちしぼう
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡
しょうがい かた しゅうしんいつてい ねんきん
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金
しきゆう にんい かにゆう せい ど
を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく ●年金額は…

- くち かにゆう ぼ あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
1 口加入の場合……月額 2 万円 (年間 2 4 万円)
くち かにゆう ぼ あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
2 口加入の場合……月額 4 万円 (年間 4 8 万円)



ちゅうい
注意

かくしゅ てつづ
各種手続きは、
わす ねが
お忘れなくお願いします。

かくしゅ てつづ ねんきん かんり こんなん
●各種手続きや年金の管理が困難な
ば あい ねんきんかんり しゃ してい てつづ
場合は、「年金管理者」を指定し、手続
など かた きょうりよく
き等をその方にご協力いただくことも
できます。

ねんきん かくじつ うけと かくしゅ
●「年金」を確実に受取るために、各種
てつづ かなら おこな
手続きは、必ず行ってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度にかかる ねんきん かくじつ うけと 年金を確実に受取りください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど しょうがい
心身障害者扶養共済制度は、障害のあ
かた ふ よう かにゆうしゃ かた
ある方を扶養されていた加入者の方がお
な ば あい しょうがい かた
亡くなりになった場合などに、障害のある方
しゅうしん ねんきん し はら にんい かにゆう
に終身の年金が支払われるという任意加入
せい ど
の制度です。

ねんきん しきゆう
年金が支給されるようになってからも、
ねんきん つづ うけと てつづ げんきょうとどけ
年金を続けて受取るための手続き (現況届
など) をとらないと、すみやかに年金をお支
はら ば あい
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう
加入者の方がこの制度に加入してい
たいし おく と てつづ
たご意思をお汲み取りいただき、手続
わす ねが
きはお忘れのないようお願いいたします。

ねんきん かんり てつづ こんなん
なお、年金の管理・手続きが困難に
ば あい ねんきんかんり しゃ せい ど
なった場合は「年金管理者」制度がありま
すので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談くだ
さい。



このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ ていしゅつ
毎年5月、現況届を提出してください。

ひつようしよるい
必要書類

ねんきんじゆきゆうけんしやげんきょうとどけしょ
 ●年金受給権者現況届書

じゅうみんひょう うつ てんぷ ひつよう ばあい
 ※住民票の写しの添付が必要な場合があります。

ちゅうい
ご注意

ていしゅつ ばあい ていしゅつ う あいだ
 ●ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、
ねんきん さ と
 年金が差し止められます。

どうふけん してい とし てつづ こと
 都道府県・指定都市によって、手続きが異なる
ばあい
 場合があります。

ていしゅつ
**提出
あり**

ねんきん
**年金
ぞっこう
続行**

ていしゅつ
**提出
なし**

ねんきん
**年金
さしとめ
差止**

つぎ がいどう きかん ねんきん
**次に該当する期間の年金は
しはら
お支払いしません。**

- ねんきんじゆきゆうしや しよざい ひとつき いじょうふ あい
年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ちようえきまた きんこ けい しょ けい しつこう う
懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- にほんこくない じゅうしょ ゆう
日本国内に住所を有しないとき

ねんきん
**年金
ていし
停止**

○ このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

けっこん なまえ
結婚などでお名前が
かわったとき

ねんきん う と
年金を受け取っている
きんゆう きかん へんこう
金融機関を変更したい、
または変更したとき

じゅうしょ
住所がかわったとき

こうざ へんこう
口座を変更したい、
または変更したとき

ねんきんかんりしゃ してい
年金管理者を指定したい、
または変更したとき

た ねんきんじゆきゆうしゃ
その他(年金受給者が
な
亡くなったときなど)

とどうふけん してい とし て つづ こと ばあい
* 都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合がありますので、
しょうさい とどうふけん してい とし そうだん かくにん
詳細は都道府県・指定都市にご相談・ご確認ください。